

六価クロムワーキンググループの設置について
(平成 29 年 5 月 30 日 食品安全委員会決定)

1 六価クロムワーキンググループ設置の趣旨

食品安全委員会は、平成 15 年 7 月 1 日付けで厚生労働省から、清涼飲料水中に含まれる六価クロムの規格基準の改正に係る食品健康影響評価が求められている。

当該要請を受け、食品安全委員会では、平成 21 年、化学物質・汚染物質専門調査会（当時）の下に設置された清涼飲料水部会において審議が行われたが、知見が不十分であることから、継続審議することとされた。その後、食品安全委員会における食品安全確保総合調査等により、平成 21 年以降の新たな知見を収集してきたところである。

今般、新たに収集した知見も踏まえ、同物質に関連する分野の専門委員の参加を得て調査審議を行うため、食品安全委員会に「六価クロムワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置することとする。

これに伴い、汚染物質等専門調査会及び清涼飲料水等に関するワーキンググループにおいては、WGの所掌事務に係る事項の調査審議は行わないこととする。

2 所掌事務

WGは、六価クロムの食品健康影響評価に関する事項について調査審議を行う。

3 構成及び運営

- (1) WGは、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名する。
- (2) WGに座長を置き、WGに属する専門委員の互選により選任する。
- (3) 座長は、WGの事務を掌理する。
- (4) 座長に事故があるときは、WGの構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) WGの議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。
 - ① 会議の日時及び場所
 - ② 出席した専門委員の氏名
 - ③ 議題となった事項
 - ④ 審議経過
 - ⑤ 審議結果

- (6) 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、WGの会議を招集し、その議長となる。
- (7) 委員は、WGに出席することができる。
- (8) 座長は、必要により、WGに属さない専門委員あるいは外部の者に対し、WGに出席を求めることができる。
- (9) WGの会議、議事録等は原則として公開とするが、公にすることにより、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (10) WGにおける調査審議等への参加については、「食品安全委員会における調査審議方法等について」（平成15年10月2日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (11) WGの調査審議の結果は、食品安全委員会に報告する。
- (12) WGが所掌する六価クロムの食品健康影響評価の終了後、WGは廃止する。

4 その他

上記に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長がWGに諮って定める。

5 施行日

平成29年6月1日から施行する。